

恵庭市セーフティネット専用住宅補助制度について

1. 目的

住宅の確保に配慮が必要な方の安定した暮らしにつながる住宅を確保するため、民間賃貸住宅の空き家を活用したセーフティネット住宅の供給の促進を図ることを目的として、入居者負担を低減させるために専用住宅の家賃の低廉化を行う民間賃貸住宅の所有者（以下、「家賃低廉化事業者」という。）へ、家賃の低廉化に要する費用の補助を行う制度です。

2. 事業内容

- 専用住宅家賃と入居者負担の家賃額（※1）との差額を補助
- 1月あたりの家賃低廉化補助金の上限額は4万円を限度とする
- 交付期間は10年以内とする

※1 入居者負担の家賃額は、専用住宅家賃に0.35を乗じて得た額

3. 補助の対象となる住宅

- 耐震性を有すること（新耐震基準に適合する住宅であること）
- 住戸の床面積が25㎡以上であること
- セーフティネット専用住宅として登録されることが確約できる住宅であること
- 家賃の額が、近傍同種の家賃の額と均衡を失しない水準以下であること
- 家賃低廉化事業者は、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としないこと

4. 入居者の資格

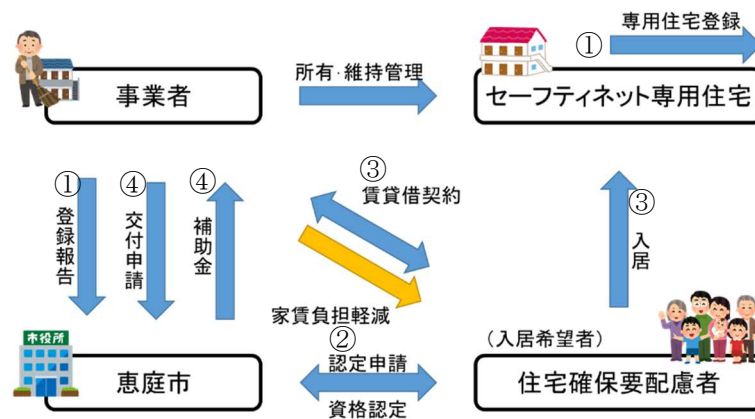
セーフティネット専用住宅の入居者資格については、補助の有無に応じて、以下の条件があります。資格の認定は市が行います。

1, 補助制度を利用しない専用住宅	・住宅確保要配慮者（※2）であること ・市内に住所または勤務場所があること ・最低居住面積未満の住宅に居住していること
2, 家賃低廉化補助を受けける専用住宅	（前記1, の条件に加えて） ・世帯の所得（※3）が10万4千円以下であること

※2 低額所得者、被災者（発災後3年以内）、高齢者、障がい者、子ども（高校生相当まで）を養育している者、など

※3 公営住宅法施行令に定める収入

5. 制度の流れ



- ① 事業者は、セーフティネット専用住宅として北海道へ登録し、市に報告する
- ② 入居希望者は、市へ認定申請を行い、資格認定を受ける
- ③ 事業者と入居希望者は賃貸借契約を締結し、入居開始する
- ④ 事業者は、半期毎に交付申請し、補助金を受ける

6. 今後の予定

令和6年7月～ 本制度要綱施行
事業者等へ補助事業案内を周知